

定 款

愛知県小牧市東三丁目1番地
住友理工株式会社

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当社は、住友理工株式会社と称し、英文では、Sumitomo Riko Company Limitedと表示する。

第 2 条 (所在地)

当社は、本店を愛知県小牧市に置く。

第 3 条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の製品等の企画、開発、設計、製造、加工、施工、修理、販売及び賃貸借
 - (1) ゴム、合成樹脂その他高分子材料技術を用いた製品及びその原材料
 - (2) 輸送用機器分野、住環境分野、インフラストラクチャー分野、情報通信分野、医療・ヘルスケア分野及び資源・環境・エネルギー分野における製品
2. 前号の製品等に関連する技術の提供及び技術指導その他の役務の提供
3. 前各号に附帯関連する一切の事業

第 4 条 (機 関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第 5 条 (公 告)

当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載しとする。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数及び単元株式数)

当社の発行可能株式総数は、4億株とする。

当社の単元株式数は、100株とする。

第 7 条 (自己株式の取得)

当社は、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。

第 8 条 (単元未満株式についての権利)

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利のみ行使でき、これら以外の権利を行使することができない。

1. 法令により定款をもってしても制限することができない権利
2. 株主割当による募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
3. 次項に定める単元未満株式の買増請求をする権利

当社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第 9 条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

第 10 条 (株式取扱規程)

当社の株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取及び買増請求その他株式に関する取扱は取締役会で定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

第 11 条 (定時株主総会の招集及び基準日)

当社の定時株主総会は毎年6月に招集する。

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第 12 条 (株主総会の招集及び議長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議に基づき社長が招集する。

株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

前2項において社長に事故があるときはあらかじめ取締役会の定める順に他の取締役がこれに当たる。

第 13 条 (電子提供措置等)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 14 条 (決議の要件)

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 15 条 (議決権の代理行使)

株主は、代理人1名を選任し、その議決権を行使することができる。但し、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 4 章 取 締 役 及 び 取 締 役 会

第 16 条 (取締役の員数)

当社の取締役は3名以上とする。

第 17 条 (取締役の選任)

取締役は株主総会において選任する。

取締役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役選任の決議は、累積投票によらないものとする。

第 18 条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業

年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

第 19 条 (代表取締役)

取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

第 20 条 (役付取締役)

取締役会は、取締役会長及び社長各 1 名を選定することができる。

第 21 条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。但し、緊急のときはこれを短縮することができる。

第 22 条 (取締役会の決議の省略)

当社は、取締役会の決議の目的事項に係る提案について、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 23 条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。

第 24 条 (取締役の損害賠償責任の限定)

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、その責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 25 条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令及び定款に定めがあるもののほか、取締役会で定める取締役会規程による。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 26 条 (監査役の数)

当会社の監査役は 3 名以上とする。

第 27 条 (監査役の選任)

監査役は株主総会において選任する。

監査役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 28 条 (監査役の任期)

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。

第 29 条 (常勤監査役)

取締役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

第 30 条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。但し、緊急のときはこれを短縮することができる。

第 31 条 (監査役の報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議により定め

る。

第 32 条 (監査役の損害賠償責任の限定)

当社は、監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、その責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 33 条 (監査役会規程)

監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

第 6 章 計 算

第 34 条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 35 条 (剰余金の配当)

株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

前項のほか、取締役会決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第 36 条 (配当金等の除斥期間)

期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から 3 年経過してなお受取られないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(附則)

1. 定款第 13 条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 13 条(株主総会参考書類等のインターネット開示)は、なお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

定款の沿革

作	成	昭和	4 年	10 月	1 日
第 45 回改正		令和	4 年	6 月	16 日